

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 実施方針（案）に関する意見回答（令和4年7月22日公表）

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答	
1	用語の定義	0					構成企業以外で「下請、再委託、アドバイザー等で協力する企業」についての「用語の定義」をご教示願います。	必要に応じて各種定義を設定します。	
2	対象施設及び業務	2	第1	1	(5)		対象施設及び業務の詳細は募集要項において示されると思われますが、今後、事業期間内に計画されている既存施設の修繕・更新計画等についても掲示して頂けないでしょうか。	質問回答No. 55をご参照ください。	
3	維持管理業務の 分担	2	第1	1	(5)	表1	維持管理業務期間中に既存施設が再構築（今回再構築とは別途）された場合、維持管理費用は見直しをお願いします。	ご意見として承ります。	
4	更新工事	3	第1	1	(6)		事業期間中に市が行う対象施設の設備更新が維持管理業務に影響するため、更新計画の考え方を実施方針のいずれかに記載願います。	ご意見として承ります。	
5	新汚泥処理施設の 修繕業務	3	第1	1	(6)	②	ウ	修繕業務について、既存メーカー及び既存の維持管理業者が有利とならないよう設計・建設を実施した施設・設備を事業者の対象とするようお願いいたします。 特に、既存施設の維持管理期間及び新汚泥処理施設の修繕業務を事業者の業務範囲外としてご検討頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
6	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	表2	ウ	「表2 維持管理業務の分担」中、修繕業務の分担については「市、事業者」となっています。市と事業者の振り分けの基準を明確にしたいだけますでしょうか。	質問回答No. 54をご参照ください。
7	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	表2	ウ	修繕計画書のご提示をお願いできますでしょうか。	質問回答No. 55をご参照ください。
8	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	表2	ウ	ストックマネジメント計画のご提示をお願いできますでしょうか。	質問回答No. 55をご参照ください。
9	維持管理業務の 分担	3	第1	1	(6)	表2	エ	その他業務は、水質分析、清掃の他に何があるかを明確にしたいだけますでしょうか。	募集要項等に詳細を示します。
10	地元経済への配 慮	4	第1	1	(12)			「地元経済への貢献や地元企業の育成に資するための評価項目の設定等を予定している。詳細は、募集要項等に示す。」とありますが、提案検討を進める必要性から、7月22日の実施方針公表において、貴市のお考えをご教示頂けないでしょうか。	評価に関しては、今後、事業者選定委員会で決定されるため、現時点でお示しできるものではありません。
11	地元経済への配 慮	4	第1	1	(12)			地元経済への貢献を評価項目に設定する予定と記載がありますが、主に地元経済への貢献として「地元企業への発注額」に関しては、「全体事業費の〇〇%以上は地元企業に発注すること」等といった最低発注価格を設定して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。評価項目に関しては、今後、事業者選定委員会で決定します。
12	地元経済への配 慮	4	第1	1	(12)			地元経済への貢献を評価項目に設定するとの記載がありますが、地元経済への貢献として挙げられる「地元企業への発注額」に関して、評価基準を設定する際、「全体事業費の●●%以上地元企業に発注したら、評価点は満点」等といった上限を設定して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。評価項目に関しては、今後、事業者選定委員会で決定します。
13	事業期間終了時 の措置	4	第1	1	(11)			「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態」とありますが、設計・建設範囲での施設・設備を対象とするようお願いいたします。	募集要項等に詳細を示します。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答
14	事業期間終了時の措置	4	第1	1	(11)		「対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することが無い状態で、市に引き継ぐものとする。」とありますが、事業期間内における、改築、更新等の計画を明示していただけますでしょうか。	質問回答No. 55をご参照ください。
15	対価の支払い	4	第1	1	(9)		対価の支払いについて、本事業は整備期間が長期に及ぶことから、毎年度の出来高払いなどのご対応を頂けると、事業者による資金調達の負担が減り、結果として低廉な価格提案につながります。ご検討の程お願い致します。	設計・建設業務の対価は、毎年度の出来高に応じて支払うことを想定しています。
16	既存の維持管理業務の情報	4	第1	1	(8)		既存の維持管理業務において、必要となるユーティリティ（電気、水道、薬品等）、法定点検、消耗品、清掃・植栽等が積算できるよう資料開示をお願いします。	質問回答No. 79をご参照ください。
17	工期短縮	4	第1	1	(8)		設計・建設の事業期間を短縮した時、仮に既存の維持管理期間が修繕業務が対象外となった場合、工期短縮した場合の修繕費が増加すると考えられますので、価格評価するとき不利にならないよう考慮をお願いします。	ご意見として承ります。
18	維持管理期間	4	第1	1	(8)	②	設計建設期間が短縮された場合、維持管理期間が長くなります。価格評価に影響するため、維持管理の費用は同一期間に換算して評価をお願いします。	ご意見として承ります。
19	評価方法	5	第1	2	(2)		市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合と、DBO方式として事業者の実施にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として市の財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。と記載がありますが、募集要項等の公表時に、貴市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の設計見込額を公表して頂けないでしょうか。	PSCの内訳や算出根拠については、他のPFIの事例における特定事業の選定で公表されているものと同等のものを公表します。
20	評価方法	5	第1	2	(2)		「市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合と、DBO方式として事業者の実施にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として市の財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。」とありますが、貴市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の見込額は募集要項公開時に公表頂けないでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
21	事業費	5	第1	2	(1)		昨今の激しい情勢変化が影響し、建設資材や機器等の価格が暴騰しております。他の類似事業においても、特に土木、建築コストが実勢価格に合わず、事業延期や中止になった事例もあります。そのため、本事業においてもより良い事業とするため、事業費の適正化をご検討頂けますよう、お願いいたします。	ご意見として承ります。なお、物価上昇については、昨今の情勢を踏まえ適正に事業費に反映します。
22	事業者の募集及び選定	6	第2	1			下水道施設という重要なインフラ施設の品質確保の観点から、価格と提案の配点では提案を優先して頂くとともに、最低制限価格の設定など、ダンピング受注防止に向けた配慮をお願い致します。	今後、事業者選定委員会にて協議により決定します。
23	提案審査	6	第2	2	(2)		品質確保の観点より、最低制限価格または基準価格の設定、技術提案を優先した評価をお願いいたします。	No. 22の回答をご参照ください。
24	提案審査	6	第2	2	(2)		過度な価格競争となることがないように、技術提案における価格点の比率や加点方法をご配慮いただくとともに、最低制限価格の設定をご検討いただければ幸いです。	No. 22の回答をご参照ください。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答
25	スケジュール	6	第2	3			関連図書等の開示について、要求水準書（案）の公表と合わせての実施をお願いします。	可能な限り公表する予定です。
26	事業者の選定手順	6	第2	3	表3		現地見学する機会が、募集要項に関する説明会と一緒に1回のみでは少なすぎるので、実施方針（案）の公表／要求水準（案）の公表等の後に、現地見学を実施する機会を複数回設定して頂くよう、お願い致します。	ご意見として承ります。公募開始までは個別対応しますので、現地見学をご希望の際は、担当課へご連絡ください。
27	質問回答について	6	第2	3	表3		公開対象の質問事項の場合、技術提案のヒントを公開することに繋がる懸念があるため、今後の予定の質問については、非公開の個別質問も受け付けていただければ幸いです。	非公開の個別質問の機会は、公平性の観点から設定の予定はありませんが、競争的対話において事業者のノウハウや提案に係る内容を質問することはできます。
28	募集要項等に関する質問	7	第2	3			募集要項等に関する質問受付・回答が一次審査受付前の1回のみとなっています。一定検討が進んだ段階で質問事項が新たに出てくることは十分に考えられますので、競争的対話とは別に一次審査通過後にもう1度質問受付・回答の機会を設けて頂けるようお願い致します。	現時点で、募集要項等公表後の質問の機会は1回を想定しています。
29	事業者の選定手順	7	第2	3			今後の各種質問受付にあたっては、事業者のノウハウ・提案内容保護の観点から、質問回答について不開示を希望できるような配慮をお願い致します。	質問回答については、公平性の観点から原則公開とします。
30	事業者の募集・選定スケジュール	7	第2	3			今後予定されている質問において、民間事業者固有の技術や技術提案に関する内容に関しては、個別にご回答頂けるよう、ご検討をお願いいたします。	No. 27及びNo. 29の回答をご参照ください。
31	処理対象物の供与	7	第2	3			募集・選定スケジュールの中で、本事業の処理対象物（流入水等）について供与頂くことは可能でしょうか。	可能です。
32	事業者の募集・選定スケジュール	7	第2	3			競争的対話が2月初旬～3月下旬、二次審査提案書提出期間が4月初旬～6月下旬に設定されていますが、仮にそれぞれ3月下旬、4月初旬となった場合は、競争的対話で協議した内容を踏まえた提案書にすることができないと考えます。より良い提案とすべく、スケジュールの調整をご検討いただけますと幸いです。	競争的対話終了後の4月初旬から提案書提出の受付を開始し、最終期限は6月下旬となる見込みですので、競争的対話における内容を提案書に反映させるための期間は十分に確保しているものと考えています。
33	選定スケジュール	7	第2	3			事業スケジュール予定では、競争的対話・二次審査提案書提出期間が幅を持った記載となっており、場合によっては競争的対話から二次審査提案書提出までかなりタイトな日程となる可能性があります。より良い提案のため、スケジュールの確定にあたっては、競争的対話から二次審査提案書提出まである程度期間が取れるようご配慮いただければ幸いです。	No. 32の回答をご参照ください。
34	事業者の選定手順	7	第2	3	表3		競争的対話の期間が、2か月間程、設定されています。競争的対話を複数回実施頂くよう、お願い致します。 (例) ・1回目競争的対話：貴市にて確認事項を設定頂き、民間事業者がそれに対する考え方を回答し、それが要求水準を超えるか、貴市の意図・狙いを明確化することを目的とする ・2回目競争的対話：民間事業者にて、確認事項を設定させて頂き、民間事業者の狙いと貴市が求めるものを明確にすることで、貴市の意図・狙いを明確化することを目的とする（2回目競争的対話を実施するか否かは、民間事業者に委ねる形を検討頂くのも良いと考えます）	対話の詳細は、募集要項等又は対話の実施要領（資格審査を通過した応募者へ個別配付）に示します。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
35	事業者の募集・選 定スケジュール	7	第2	3	表3			募集要項等に関する質問受付期間が1回のみ設けられていますが、二次審査提案書提出まで時間があることから、競争的対話の前後にそれぞれ1回設けていただけませんか。	No. 34の回答をご参照ください。
36	募集要項等に関 する質問の受付	7	第2	4	(3)			募集要項等について令和4年11月初旬頃に公表すると定めていますが、その説明会が11月中旬、質問回答期限が11月下旬となっているため、事業者として募集要項等について精査する時間が短くなっています。公表時期をもう少し前倒しにさせていただくか、回答期限を遅らせていただくことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
37	現地見学会	7	第2	4	(2)			現地見学会について、要求水準書(案)の公表以降、二次審査提案書提出までの期間中に複数回実施できるようお願いします。	No. 26の回答をご参照ください。
38	募集要項等に関 する説明会及び 現地見学会	7	第2	4	(2)			「募集要項等の理解促進のため、説明会及び現地見学会を令和4年11月中旬頃に開催する予定である。」とありますが、技術提案を進めて行く中で再度現地見学を行いたい場合などをご考慮いただき、技術提案期間中に時期を分けて複数回(例えば、1月の一次審査結果通知時期など)の現地見学の機会を設けて頂けないでしょうか。	No. 26の回答をご参照ください。
39	提案書の提出	8	第2	4	(7)			提案書の提出に関して、令和5年4月初旬～6月下旬と記載があります。競争的対話が令和5年3月下旬に終了し、提案書提出までに、提案内容の修正期間が必要ですので、提案書提出は、「6月下旬」として頂けないでしょうか。	No. 32の回答をご参照ください。
40	競争的対話	8	第2	4	(6)			競争的対話について、複数回の実施をお願いします。	No. 34の回答をご参照ください。
41	応募者の参加資 格要件	8	第2	5	(1)	②		応募者の構成において構成企業または協力企業に少なくとも1者は、周南市に本社又は本店を置く地元企業を含めて頂けないでしょうか。	質問回答No. 193をご参照ください。
42	応募者の参加資 格要件	8	第2	5				本事業は地元経済への貢献や地元企業の育成などの地元経済への配慮も目的の一つとなっていますが、(4)の建設企業の参加資格要件を含め、地元企業に関する記述がございません。つきましては、例えば「構成企業のうち1社は周南市内に本社のある企業を加えること」のような要件を加えていただけますようお願いいたします。	質問回答No. 193をご参照ください。
43	情報開示	9	第2	5	(2)	⑦	(c)	法律事務所(詳細未定)は、実施方針等の公表時に開示希望します。	決定次第速やかに公表します。
44	参加資格要件	9	第2	5	(3)	①		「応募者が本事業における設計を自ら行わない場合」が想定されないように思われますので、本項の趣旨は「応募者が」ではなく「建設企業又は建設等JVが」の意と理解しております。そのため、当該項、一項目を「設計企業は次の要件をすべて満たすものであること。なお、複数の構成企業で業務を分担する場合は、下記(ア)を除き、各設計業務を担当する構成企業が満たすことで足りる」二項目を「建設企業又は建設等JVが本事業における設計を自ら行う場合」という記載が本項の趣旨に合致するように思われます。	質問回答No. 162をご参照ください。
45	応募者を構成す る企業に共通の 参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑤		「指名停止の措置を市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。」とありますが、「受けることが明らかである者でないこと。」は不要では無いですでしょうか。	原文のとおりとします。質問回答No. 155をご参照ください。
46	応募者を構成す る企業に共通の 参加資格要件	9	第2	5	(2)	⑧		事業者選定委員会の委員が属する組織、企業と関連のないこととありますため、公告時に委員の公表をして頂けないでしょうか。	質問回答No. 160をご参照ください。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
47	建設企業の参加 資格要件	10	第2	5	(4)	②	建設工事請負契約は乙型JV（分担施工方式）も可能として頂きたく、 お願いします。 土建・機械・電気・設計の各業種を異なる企業で担当する乙型JVでの 応募を検討していますが、甲型JVは自社がノウハウを持たない業種リ スクの出資比率に応じた負担や、JV運用の面で実態に合わないと考え ます。（工事全体についてJV構成員が連帯責任を負うことは乙型JVと 甲型JVとで変わりはなく、貴市に不利益が生じることは無いとの理解 です。）	質問回答No. 172をご参照ください。	
48	建設等JV	10	第2	5	(4)	②	本事業は、同工種ではなく異工種、設計企業も構成員に含めると異業 種の企業により共同企業体を組成するものです。 そこで、「周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領」の以 下の点を読み替えた取扱要領に準拠した異業種JV（乙型）の組成を認 めていただけませんか。 ①第7条第3項で参照するJV協定書について、異業種JVの場合は国土交 通省中国地方整備局が定める「特定建設工事共同企業体協定書 （乙）」も可とする。 ②第8条に定める出資比率の規定について、設計企業の受託比率が数% に留まることを踏まえ、異業種JVの場合は除外するものとする。 尚、設計企業を建設等JVに含めず、建設等JVの再委託先とすることも （別紙1）「想定する事業実施体制」によれば可能とのことですが、 建築設計に関しては、建設等JVが設計業務に関与しない場合、建築士 法で禁じられている設計業務の一括再委託に抵触することから、建設 工事請負契約内容を踏まえ建築設計を担う設計企業は、建設等JVの構 成員とする必要があることにご配慮いただけますようお願いいたします。	前段については、質問回答No. 172をご参照ください。後段について は、ご意見を踏まえ、記載内容を修正します。	
49	参加資格要件	11	第2	5	(4)	⑦	現在、土木一式工事を担当する企業について「平成24年度以降の公共 下水道、流域下水道における全体計画能力23,100m ³ /日以上終末処理 場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実 績を有していること」という要件が求められています。また、4ページ (12)には「本事業では、地元経済への貢献や地元企業の育成」をする との記載もあります。これらの事を勘案すると、本要件は厳しく、地 元企業の参加が制限されてしまうのではないかと思います。つきまし ては、本要件を緩和していただけますようお願いいたします。 又は、建設JVとして参加する場合はJVの代表者以外の構成員には 要件を求めない等にしていただけますようお願いいたします。	質問回答No. 203をご参照ください。	
50	電気の参加資格 要件	11	第2	5	(4)	⑩	本事業は既存を活かしながら再構築を行う高度な技術を必要とする工 事と考えるので、土木や機械工事の参加資格要件と同様に 「全体計画能力23,100m ³ /日以上終末処理場」の施工実績を求めるの が妥当と考えます。	ご意見として承ります。	

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
51	参加資格	12	第2	5	(6)			<p>「参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は当該応募者は失格とする」と記載がございます。応募グループに所属する1社が参加資格を喪失した場合でも応募グループ全体が失格となってしまうため、下記のような記載へ修正いただけないでしょうか。</p> <p>【記載例】代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。</p>	第2.5_(1)_⑥に記載のとおり、やむを得ない事情があると市が認めた場合は、代表企業を除く構成企業の変更を認めます。
52	参加資格	12	第2	5	(6)			<p>【参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は当該応募者は失格とする】との記載があり、応募グループ構成員の1社が参加資格を喪失した場合、応募グループ全体が失格となってしまいます。</p> <p>構成員の1社が参加資格を喪失した場合でも、代表企業以外の場合、該当企業を他の参加資格を有する企業に変更することで引き続き応札が可能になるようご検討いただけないでしょうか。</p>	No. 51の回答をご参照ください。
53	維持管理企業の 参加資格要件	12	第2	5	(5)			<p>「なお、参加表明書の提出時点で、・・・含めるかどうかは、任意とする。」とありますが、この文章について、解りやすく記述できませんでしょうか。</p>	参加表明書の提出時点で「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者について、応募者の一員として含める必要はありません。参加表明書の提出時点で応募者の一員としていない場合は、維持管理業務委託契約締結までに各業務を担う者を特定し、市の承諾を受ける必要があります。
54	維持管理企業の 参加資格要件	12	第2	5	(5)			<p>「参加表明書の提出時点で、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるかどうかは、任意とする。含めない場合は、維持管理業務委託契約締結までに各業務を実施できる体制を構築のうえ、市の承諾を受けること。」とありますが、「貴市にとって、維持管理に係る提案内容（確実な運転、LCC、緊急対応等を含む。）を担保をする為には、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるべき。」と考えます。</p>	維持管理業務の競争性確保のため、原文のとおりとします。
55	維持管理企業の 参加資格要件	12	第2	5	(5)			<p>「参加表明書の提出時点で、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるかどうかは、任意とする。含めない場合は、維持管理業務委託契約締結までに各業務を実施できる体制を構築のうえ、市の承諾を受けること。」とありますが、公正かつ適正に提案内容を評価するためには、「含める、または、含めないに統一」する必要があると考えます。</p>	No. 54の回答をご参照ください。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
56	維持管理体制に係る評価	12	第2	5	(5)		維持管理体制に係る評価(技術及び見積価格)においては、競争原理を確保した公平な評価をお願いしたいと思います。現状の維持管理企業を取り込んだコンソーシアムが有利とされない考慮と配点設定をお願いしたいと思います。この内容に対する具体的な提案を以下に示します。 ・提案時には現状の維持管理企業や地元企業等を含めた維持管理体制を想定し、その上で維持管理業務の分担内容と維持管理費の分担額を明確にした提案を行います。ただし、提案時に固有の企業を確定せず任意とした場合には、想定企業、分担内容及び分担額に一定の想定が入らざるを得ません。この点については、優交渉権者選定後の協議により、維持管理費の見積価格の総額を変えない前提において、一定の想定の変更(想定企業、分担内容及び分担額)を認めていただけないでしょうか。	提案時に固有の企業を確定せず任意とした場合には、維持管理企業、分担内容及び分担額に一定の想定が入ることは、市としても認識をしています。この場合、提案の内容を遵守することは大前提ですが、維持管理費の見積価格の総額を変えない場合は、市との協議により一定の想定の変更を認めることがあります。	
57	維持管理企業の参加資格要件	12	第2	5	(5)		「参加表明書の提出時点で、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるかどうかは、任意とする。含めない場合は、維持管理業務委託契約締結までに各業務を実施できる体制を構築のうえ、市の承諾を受けること。」とありますが、その場合、維持管理の各業務を担う者が公募手続きに参加せずに維持管理契約の当事者となる可能性があり、その場合公募手続きを経ない単なる随意契約となる恐れが考えられます。(また、仮に統括管理を行う者からの下請けで各業務を行う場合は、統括監理者からの各業務の一括下請と考えられる可能性も高いと思われます。)維持管理業務を実際に担う者は、発注者様との契約前に、その能力等の審査を経て、提案書にも記載されて評価対象とされて選定される必要があると思います。	維持管理業務委託契約の当事者はSPCであり、公募手続きを経て選定されるグループ内には、SPC出資者の代表企業と維持管理業務を統括する者が含まれます。SPC及びSPCに出資をする維持管理業務を統括する者には、維持管理の各業務を担う者の品質管理を含めた維持管理業務の全体のマネジメントを期待します。	
58	提出書類の取扱い	13	第2	6	(2)	①	応募者の提出書類に含まれる著作物について、貴市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には無償で使用できる。と定めていますが、使用にあたっては該当事業者の許可を前提としていただけますでしょうか。	質問回答No.228をご参照ください。	
59	著作権	13	第2	6	(2)	①	本事業の公表において著作物を使用するに当たっては、事業者のノウハウが含まれているため、提案書類の公表については、「事業者の承諾を得る」とこととしていただきたい。	ご意見を踏まえ、記載内容を修正します。	
60	提出書類に取扱い	13	第2	6	(2)	①	応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権に関して、市が無償で使用する場合を限定列挙するなど、使用範囲が明らかになるような記載をご検討いただければ幸いです。	No.59の回答をご参照ください。	
61	事業者選定委員会の設置	13	第2	7			本事業の応募期間中において、事業者選定委員への本事業に関わる接触を防止するためにも委員会名簿の事前公表をお願いします。	質問回答No.160をご参照ください。委員名等は、プロポーザル選定結果とあわせて公表予定です。	
62	契約保証金の納付等	15	第3	2	(1)		維持管理期間の契約保証金については、維持管理全体額の100分の10とした場合、保証金の額が非常に大きくなり、事業者にとって過度な負担となりますので、例えば1年分の保証として更新が可能な仕組みにするなど、ご配慮頂きますようお願い致します。	ご意見として承ります。詳細は契約書(案)に示します。	
63	契約保証金	15	第3	2	(1)		履行保証については最長でも5年間の保証契約となるため、維持管理期間(26年間)ではなく、5年毎の更新とするようにお願いします。	No.62の回答をご参照ください。	
64	資産情報の公開について	16	第4				より正確な事業費算出のため、市で保有する既存施設に関する全ての図面データ・情報について、電子データで受領あるいは閲覧可能となるようご検討いただければ幸いです。	ご意見として承ります。随時公表します。	

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答
65	計画放流水質	17	第4	2	(4)		水処理施設について、計画放流水質の記載をお願いします。	質問回答No. 252をご参照ください。
66	対象施設（撤去対象施設）	18	第4	2	(2)	表8	既設流用として算出している場合、耐震補強の有無など施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するリスクの考え方（リスク分担表No. 47）についてご教示頂けないでしょうか。	質問回答No. 382及びNo. 384をご参照ください。
67	市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	20	第6		(2)	②	(1)②では事業者が貴市から請求される損害としては「合理的な範囲について」といった限定は付されていないのに対し、(2)②での事業者の貴市に対して請求する損害については「合理的な範囲について」と限定が付されていますが、いずれの場合もそれぞれの帰責による解除から生じる損害の負担に関するものである以上、両者は公平に同じ範囲とするべきと思料いたします。(2)②での「合理的な範囲について」との表現を削除いただくか、(1)②でも同様に「合理的な範囲について」とするかいずれかをご検討頂きたく存じます。	質問回答No. 286をご参照ください。
68	事業の継続が困難となった場合における措置	20	第6		(1)	②	(1)②では市が事業者に請求できる損害としては「合理的な範囲について」という限定は付されていないのに対し、(2)②で事業者が市に請求できる損害については「合理的な範囲について」という限定が付されていますが、各々の帰責による解除から生じる損害の負担に関する定めであることからすると、請求できる損害の範囲に差をつけること自体に合理的理由がないものと思料します。(1)②にも(2)②と同様に「合理的な範囲について」を追記することをご検討いただければ幸いです。	質問回答No. 286をご参照ください。
69	基本契約等の解除に伴う措置	20	第6				基本契約等の解除に伴う損害賠償について、市の帰責事由では、「合理的な範囲」との限定がありますが、事業者の帰責事由にはこの記載がありません。事業者の帰責であっても、「合理的な範囲」であることが妥当と思われるので、ご検討頂けますようお願い致します。	質問回答No. 286をご参照ください。
70	想定する事業実施体制	別紙1					SPCが維持管理業務を委託できる範囲を明示していただけますでしょうか。	質問回答No. 314をご参照ください。
71	想定する事業実施体制	別紙1					事業実施体制図では応募者グループの代表企業がそのままSPCの代表企業を担う表現となっていますが、代表企業が必ずしも同一の企業である必要がない旨を注記で追加して頂けないでしょうか。	ご指摘のとおりですので、記載内容を修正します。
72	リスク分担表	別紙2					カーボンニュートラルに向けた社会動向や国際情勢の変化により、短期間で想定以上の価格変動が発生する場合がございます。事業期間が長期に及ぶ本事業においても、社会情勢による大きな影響を受ける可能性があるため、公示前・公示後を問わず、事業費等につきまして柔軟な見直し・対応を検討いただければ幸いです。	事業費については、物価スライド条項の適用などを想定しています。
73	事業者の分担するリスクの考え方	別紙2					本事業はPFI法に準じて実施することですが、内閣府が定める「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」によれば、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」とあることから、事業者が分担するリスクを、事業者の責めに帰するリスクに限定していただけないでしょうか。(No.23、30、32、38、40、41、43)	ご意見として承ります。
74	リスク分担表	別紙2	No. 4				応募に係るコストの増加がNo. 3募集要項の誤り、内容の変更に起因する場合もあると思われます。その場合のリスク分担は貴市としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答
75	リスク分担表	別紙2	No. 7				本事業の工種が多岐にわたるので事業費全体でなく、材料単価の変動を基準に変更契約を協議をお願いします。	ご意見として承ります。
76	リスク分担表	別紙2	No. 11				他のPFI法に基づくDBO案件と同様、「本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの」は貴市の負担、それ以外を事業者負担との構成に変更して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。税制度の新設・変更における本事業への影響を踏まえ、適切なリスク分担について、市と事業者間の協議の上、決定します。
77	リスク分担表	別紙2	No. 13				住民対応のリスク内容で「事業者が行う業務に関する住民反対運動・訴訟に関する住民反対運動・訴訟」のリスク分担が事業者のみになっておりますが、貴市に関連する事業であるためリスク分担の市側に「△」を追記いただけませんか。	原文のとおりとします。併せて、質問回答No. 320をご参照ください。
78	リスク分担表	別紙2	No. 13				リスク分担対象は「事業者」のままですが、リスクの内容について、「事業者が行う業務（調査、設計、建設、維持管理等）に関して、事業者の帰責により発生した住民からの訴訟」として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
79	リスク分担表	別紙2	No. 13				住民対応において、事業者が行う業務に関する住民反対運動・訴訟に関して、事業者がリスク分担を示す「○」が記載されていますが、仮に事業者が行う業務でも、事業内容に関連する内容が多いので、リスク分担の市側に「△」を追記頂けないでしょうか。	No. 77の回答をご参照ください。
80	リスク分担表	別紙2	No. 17				物価変動リスクに係る基準となる起点を明示できますでしょうか。	物価変動については、契約書（案）に事業費のスライドに使用する物価指標を記載の予定です。
81	リスク分担表	別紙2	No. 17				維持管理期間が長期にわたる予定のため、物価変動リスクだけでなく経済リスク（賃金水準の変動による維持管理費の増大等）も追加して頂けないでしょうか。	No. 80の回答をご参照ください。
82	リスク分担表	別紙2	No. 17				物価変動リスクが（注2）という表記をされていますが、物価変動リスクを検討する際、基準日を明確にしますので、配慮願います。基本的には、基準日は、基本契約締結日と考えてよろしいでしょうか。	契約書（案）に事業費のスライドに使用する物価指標と基準日を記載の予定です。
83	リスク分担表	別紙2	No. 17				物価変動リスクの注2として「一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。」とありますが一定範囲について、具体的な範囲をご教示頂けないでしょうか。	契約書（案）に示します。
84	リスク分担表	別紙2	No. 17	注2			物価変動リスクの注釈2に「一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。」とありますが、基準を定めて明確にして頂けないでしょうか。	No. 83の回答をご参照ください。
85	リスク分担表	別紙2	No. 17	注2			物価変動リスク欄の「注2」について、「一定範囲については事業者が負う」とありますが、一定範囲を明確にしていただけませんか。	No. 83の回答をご参照ください。
86	リスク分担表	別紙2	No. 22				不可抗力による損害への責任割合について、「一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。」とありますが、その根拠と一定の金額について明示できませんでしょうか。	募集要項等に詳細を示します。
87	リスク分担	別紙2	No. 22				5行目 「場を含む。」は「場合を含む。」の誤植と推測します。	ご指摘のとおりですので、記載内容を修正します。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所				意見	回答
88	リスク分担保	別紙2	No. 22				不可抗力の事業者リスク分担保欄の「△(注4)」は削除頂き、天災に伴う不可抗力は、市側のリスク分担保として頂けないでしょうか。	No. 86の回答をご参照ください。
89	リスク分担保	別紙2	No. 22				不可抗力に対して、事業者が一定の金額まで負担するとありますが、不可抗力は通常予測できない事象であり、事業者側に帰責がない事業であるため、事業者側のリスクの免除をお願いいたします。	No. 86の回答をご参照ください。
90	リスク分担保	別紙2	No. 22	注4			注釈4に不可抗力により、「市に追加費用その他損害を(中略)一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。」とありますが、一定の金額ではなく、例として「当該年度の〇〇費1%相当額まで事業者が負担する。」など明確にして頂けないでしょうか。	詳細は募集要項等に示しますが、契約書(案)の文言は、例示していただいたものと概ね同じ内容となる予定です。
91	リスク分担保	別紙2	No. 23				事業者だけでなく両者協議の場合もあるかと思しますので、両方に〇となるのではないのでしょうか。	質問回答No. 353をご参照ください。
92	リスク分担保	別紙2	No. 25				近年、建設資材等の各種物価が高騰している状況にあることから、本事業においてもこの状況を反映した適正な事業費の設定をお願い致します。	No. 21の回答をご参照ください。
93	リスク分担保	別紙2	No. 33 ~35				注5)で土壌汚染等については、募集要項等から合理的に推察できるものについては除くと定めていますが、想定される事例等について説明会で貴市から説明していただいたり、募集要項等に記載していただけないでしょうか。	募集要項等から合理的に推察できるものとは、開示された既存図面や資料等から読み取れるものなどを指します。併せて、質問回答No. 394をご参照ください。
94	リスク分担保	別紙2	No. 46				「要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク」は設計、建設等JVが負うリスクであり、SPCが負わないよう記載していただきたい。	ご意見として承ります。
95	リスク分担保	別紙2	No. 46				「要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク」についてですが、設計に起因する場合や建設時の要求水準不適合による場合、また施工不良が原因による場合も想定されますので、一概に維持管理SPCが負うリスクとならないように記載して頂けないでしょうか。	No. 94の回答をご参照ください。
96	リスク分担保	別紙2	No. 46				「46 要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の費用が生じるリスク」に該当しない場合(市側分担保)の改修・撤去の必要が生じるリスクを追記いただけないでしょうか。	再構築対象施設については、事業者が設計・建設・維持管理を行うことから、市側が負担のリスクは無いものと考えます。ただし、明確に市の帰責による場合はこの限りではありません。
97	リスク分担保	別紙2	No. 50				維持管理費の増大に関して、本事業は、設計・建設期間中にも、修繕等を含む維持管理業務を実施しなければならない状況となっております。既存設備納入メーカーが、事業者を選定されなかった場合、既存設備の修繕対応拒否等による受注事業者への妨害行為は、事業者選定の公平性保持の観点より、貴市の責任で対応頂くよう、検討願います。	質問回答No. 388をご参照ください。
98	リスク分担保	別紙2	No. 51				流入水量変動条件を含めるため、「流入水量となった場合」と「流入水量変動条件となった場合」に修正願います。	ご意見として承ります。
99	リスク分担保	別紙2	No. 52				要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の維持管理費増大に関して、各種水質が想定値を超過する場合に加えて、各種水質が想定値を大幅に上回ることにより有機物源の添加が必要となる場合も含まれることを記載願います。	ご意見として承ります。

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所					意見	回答
100	リスク分担	別紙2	No. 52					流入水質項目に水温の追加をお願いします。	ご意見として承ります。
101	リスク分担	別紙2	No. 53					要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の維持管理費増大に関して、各種水質が想定値を超過する場合に加えて、各種水質が想定値を大幅に上回るにより有機物源の添加が必要となる場合も含まれることを記載願います。	ご意見として承ります。
102	リスク分担	別紙2	No. 53					「要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合」の中に、生物処理に対して悪影響を及ぼす毒物などの流入があった場合も含まれることを記載願います。	ご意見として承ります。
103	その他							維持管理業務において、市からの支給物、貸与物があれば明示できませんでしょうか。	随時公表します。